



鈴鹿市不法投棄対策連絡会議
マスコットキャラクター「クリン」

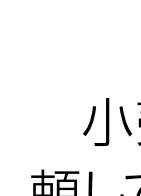
使用済み家電 4品目を正しく 処理しましょう

廃棄物対策課 ☎382-7609 ☎382-2214
✉haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

使用済みになった家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、有用な資源が含まれているため、家電リサイクル法でリサイクルすることが義務付けられています。限りある資源を有効活用するために、正しく処理しましょう。

家電4品目の処理方法

次の3つのいずれかの方法で処理しましょう。



買い換えの場合 または 過去に買った店が分かる場合

小売店などに引き取りを依頼してください。



過去に買った小売店 が分からない場合 または小売店が廃業 している場合

市の許可を得た家電4品目の
収集運搬業者に引き取りを依頼
してください。



(株)鈴友(鈴鹿市許可業者)
☎382-1155 ☎382-4872



指定引取場所に自分で 持ち込む場合

メーカーおよびサイズを
確認する。

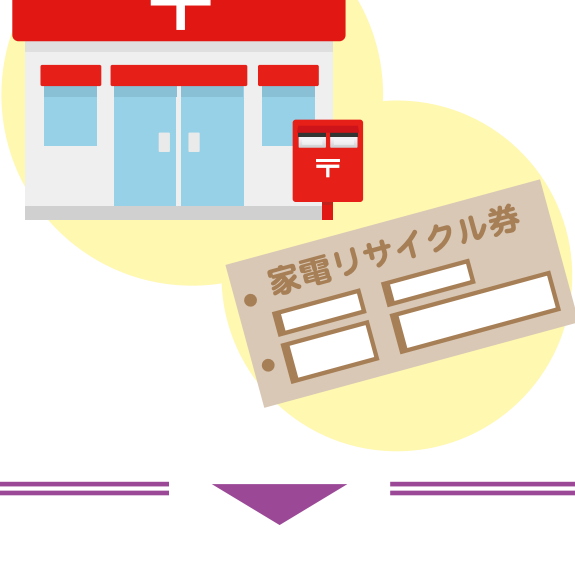
※テレビの場合はインチ数、冷蔵
庫の場合はリットル数を確認する。



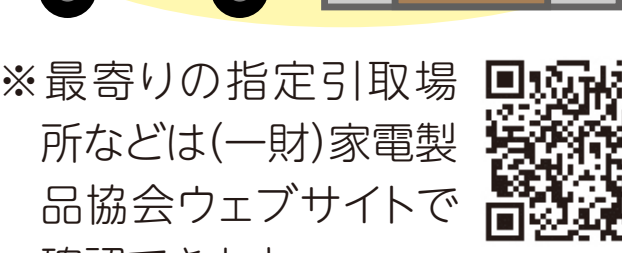
リサイクル料金を調べる
際に必要な情報です。



郵便局(貯金窓口)でリサイ
クル料金を振り込み、家電リサ
イクル券を受け取る。



発行された家電リサイクル
券(シール)を家電4品目に貼
り付け、指定引取場所へ搬入
する。



※最寄りの指定引取場
所などは(一財)家電製
品協会ウェブサイトで
確認できます。



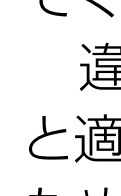
リサイクル料金を調べる

家電4品目を処理する際は、収
集運搬料金とリサイクル料金を
廃棄する方が負担する必要が
あります。収集運搬料金につい
ては引き取り業者、リサイクル
料金については(一財)家電製
品協会家電リサイクル券セン
ターへお問い合わせください。

※③の場合、収集運搬料金は
不要ですが、別途振り込み手
数料がかかります。

問合せ

(一財)家電製品協会家電リサイクル券センター
☎0120-319-640
(月～土曜日(祝日を除く)9時～18時)
🌐<https://www.rkc.aeha.or.jp>



違法な不用品回収業者に 引き渡さないでください

市の許可を得ずに家電4品目を回
収している違法な業者を利用しない
でください。

違法な不用品回収業者に引き渡す
と適正に処理されるか確認できな
いため、不法投棄や有害物質の流出に
つながる可能性がありますので、環
境を守るために、正しいごみの出し方
にご協力ください。

